

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成19年2月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、前文の一部（資料4－1参照）及び以下に示す品目（物品・役務は資料4－2、公共工事は資料4－3参照）である。

◇紙 類

- コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙及び印刷用紙について、判断の基準を見直し（古紙パルプ配合率）
- ➔ 紙類の判断の基準等の変更については参考資料1参照

◇文具類

- チョーク及びグラウンド用白線を品目として追加
- ダストブロワーについて、HFC の不使用を判断の基準として設定（引火の危険性の高い場合を除く）
- 「植物を原料とするプラスチック」の記述を「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」に変更
- 平成19年度に設定したプラスチック製文具8品目及び紙製文具4品目に係る1年間の経過措置の終了

◇オフィス家具等

- 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る「単一素材分解可能率」を判断の基準として設定（昨年度からの継続検討事項）
- 金属を除く主要材料がプラスチックの製品について、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの追加）
- ➔ 参考資料2参照

◇OA機器

- コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナについて、平成19年度に設定した国際エネルギースタープログラム基準の改定に伴う1年間の経過措置の終了（リユースに配慮したコピー機等を除く）
- 平成19年度に設定した一般行政事務用ノートパソコンのFDDの標準搭載に係る1年間の経過措置の終了
- 記録用メディアについて、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認

された植物を原料とするプラスチックの追加)

- 一次電池について、JIS 規格の改定に伴い判断の基準を見直し
- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて、紙類の判断の基準の見直しに対応（紙類の判断の基準を満足する用紙への対応）。また、備考の記載内容の変更（トナー及びインクの化学安全性に係る基準）

◇エアコンディショナー等

- ガスヒートポンプ式冷暖房機について、判断の基準を見直し（成績係数）

◇温水器等

- 品目名称を「電気給湯器」から「ヒートポンプ式電気給湯器」に変更
- ヒートポンプ式電気給湯器について、判断の基準を見直し（HFC の不使用を追加）
- ガス調理機器のオープン部について、判断の基準に設定（市場における供給状況を確認）

◇照 明

- LED 照明器具及び LED を光源とした内照式表示灯を品目として追加
- 蛍光灯照明器具の判断の基準に特定の化学物質の含有率基準を超過しないこと、及び含有情報の表示・公表等を追加
- G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、Hf インバーター方式照明器具とみなす旨備考に記載

◇自動車等

- バイオガソリン（E3、ETBE）の本府省における積極的な利用について備考に記載

◇インテリア・寝装寝具

- ニードルパンチカーペットについて、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維の追加）
→ 参考資料 2 参照
- マットレスについて、判断の基準を見直し（HFC の不使用を追加）

◇作業手袋

- 作業手袋について、判断の基準を見直し（ポストコンシューマ材料からなる繊維の使用を追加）

◇その他繊維製品

- 防球ネットについて、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維の追加）
→ 参考資料2 参照

◇防災備蓄用品

- 「防災備蓄用品」を新規の分野として追加
- ペットボトル飲料水、アルファ化米、乾パン、缶詰、レトルト食品、携帯電灯及び非常用携帯燃料を品目として追加
- 既特定調達品目である毛布、作業手袋、テント（集会用テント）及びブルーシートについて、新たに防災備蓄用品として追加
- 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料2－2）

◇公共工事

- コンクリート用型枠を追加
- バーク堆肥の判断の基準の見直し（数値基準の設定）
- 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）の判断の基準の見直し（数値基準の設定）
- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準の見直し（成績係数の見直し）
- 鉄鋼スラグ関連8 資材の配慮事項の見直し
- 断熱材に備考を追加

◇役 務

- 植栽管理及び害虫防除を品目として追加
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料2－2）
- 旅客輸送を品目として追加
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料2－2）
- 蛍光灯機能提供業務を品目として追加
- 庁舎管理のうち常駐管理形態以外、及び清掃について判断の基準を見直し
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料2－2）
- 自動車整備について、判断の基準を見直し（エンジン洗浄を追加）
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料2－2）
- 輸配送の配慮事項及び点検・整備項目に係る別表を見直し（旅客輸送（自動車）との整合）
- 食堂について、判断の基準を整理（修文）
- 印刷に係る配慮事項を見直し（持続可能な森林経営を追加）

2. 現段階において検討中の品目及び概要

現段階において、判断の基準等の詳細が決定しておらず引き続き検討を実施している品目、または別途基準に関する検討が行われており、当該基準に即して見直しを検討する予定の品目及びその概要は、以下のとおり。

◇自動車

- 低公害車開発普及アクションプランの改定及び税制改正に合わせた判断の基準等の見直し
 - ➔ 改定が行われた場合は、当該改定内容及び市場の動向を踏まえ、見直しについて検討を実施予定

◇省エネルギー法の特定機器

- 省エネルギー法の多段階評価制度の対象となっている品目について、市場における普及状況を調査中であり、調査結果を踏まえ、必要に応じ、多段階評価基準の見直しを実施
 - ➔ 評価基準の見直しが行われた場合は、当該特定調達品目の判断の基準の見直しを実施予定
- 省エネルギー法の特定機器のうち判断基準が新たに設定または見直された機器については、市場における供給状況等を勘案して、特定調達品目への追加または判断の基準の見直しに係る検討を実施予定